

建設資材等の見積徴収に関する取扱い

第1 趣旨

この取扱いは、静岡県建設資材等価格決定要領(以下「価格要領」という。)第8に基づき必要な細目について定める。

第2 適用範囲

静岡県が発注する建設工事又は業務委託に係る予定価格を算出するにあたり、必要な建設資材等の価格を決定するために行う見積徴収に適用する。

ただし、建築工事及び機械・電気通信設備工事は適用外とし、別に定める取扱いによる。

なお、ここでいう見積は地方自治法及び財務規則上の見積とは異なるため留意すること。

第3 用語の定義

【類似資材】

この取扱いにおいて「類似資材」は、静岡県建設資材等価格表又は物価資料に掲載されている、資材と類似した資材のことをいう。なお、類似資材の判断は次の項目により行い、全項目に該当すること。

- ① 使用目的が同一である。
- ② 取引段階が同一である。
- ③ 原則として原材料が同一である。
- ④ 規格及び形状が類似している。

第4 見積徴収者の選定

見積徴収の業者選定は、次の条件により行うものとする。

- (1) 原則として3者以上の業者を選定する。ただし、過去の使用実績、構造の特異性等を勘案し、適切な価格設定が困難であると予想される場合は、出来る限り多くから見積徴収する。
- (2) 見積徴収業者は、メーカー、代理店、商社等(以下「メーカー等」という。)とする。
- (3) 設計数量を勘案してメーカー等の製造能力を確認する。

第5 見積依頼

見積依頼は文書(電磁的記録を含む)によるものとし、発注機関の長名で依頼する。ただし、重要構造物以外で比較的使用頻度のある鉄・鋼製、コンクリート製、合成樹脂製などの二次製品は、総括監督員名で依頼できるものとする。なお、見積内容は、部外者に漏洩なきよう取扱いに注意すること。

- 2 見積依頼文には、「この見積徴収は、見積提出者からの資材調達や入札参加者を決めるものではありません。」と明記する。

- 3 見積依頼文には、「見積価格は、提出日時点の実勢取引価格（ユーザーとの取引価格）とする」と明記する。

第6 見積条件

見積りの徴収にあたっては、各者が同一の条件で適切な見積書が提出されるよう下記事項を示すこと。また、必要に応じて、資材の規格、寸法、強度等が十分把握できる仕様書、図面等を添付する。

- (1) 見積価格は、消費税を含まない価格を原則とする。
 - (2) 見積価格は、現場持込み価格を原則とする。ただし、工場渡し等の価格にあってはその旨を明記するよう依頼する。
 - (3) 荷下ろし地点を具体的に明示し、荷下ろし費用を含めるのか含めないのかについて明示すること。
 - (4) 予定使用数量及び資材区分を明示し、依頼する。
 - (5) JIS規格のあるものは、できるだけこれを採用するものとし、JIS規格のないもので準拠できる規格があるものについては、これを採用する。なおJIS規格のないものは、原則として図面を添付する。
 - (6) 他に特記事項があればこれを記載する。
- 2 見積価格の妥当性を検証するため、必要に応じて類似資材の見積徴収を併せて行う。

第7 見積価格の審査

提出された見積書が、依頼した見積条件に適合しているかをヒアリングなどで審査する。

- 2 ヒアリングなどによる審査は、過去の見積価格、近傍地区の見積価格とのチェックや低入札の発生状況などを勘案し、実勢価格であることを確認する。また、求めている最適な品質のものであることも併せて確認する。
- 3 実勢取引価格でないものや見積条件で明示した品質規格等と異なる場合は、必要に応じて見積書の再提出を求める。
- 4 見積価格の再調査時期については、「静岡県建設資材等価格決定要領」等から類似資材の調査頻度を確認した上で判断する。

第8 採用価格の決定

徴収した各者の見積価格の分布状況を把握し、次の(1)から(3)の順により、採用価格を決定する。なお、見積条件で明示した品質規格等と異なる見積書については、あらかじめ排除する。また、過去の見積価格及び近傍地区との見積価格との比較を行うなどして精度の確保に努めること。

(1) 異常値の排除

価格の分布状況から異常値を排除する。なお、「異常値」とは、見積りの平均価格に対して差異30%以上の価格をいう。ただし、極端な異常値により平均価格に影響を与える場合は、この極端な異常値をあらかじめ除き平均価格を算出する

ことができる。

(2) 最頻価格を採用価格とする場合

見積が4者以上の場合は、上記(1)の異常値を排除した見積の半数以上かつ3以上ある最頻価格を採用価格とする。

(3) 平均価格を採用価格とする場合

上記(2)の条件を満たす最頻価格がない場合は、上記(1)の異常値を排除した平均価格を採用価格とする。

第9 スライド価格

各メーカーが独自に製造している製品等で複数者から見積徴収できない場合は、次のスライド率により補正したスライド価格を採用価格とすることができる。

なお、スライド価格の計算は消費税を含まない価格により行い、スライド率は1.00以下とし、少数第3位を四捨五入し、少数第2位止めとする。

スライド価格 = 見積価格×スライド率

【スライド率の設定例】

$$\text{スライド率} = \frac{\text{類似資材の掲載価格}^{\ast}}{\text{類似資材の見積価格}}$$

※ 掲載価格とは、静岡県建設資材等価格表又は物価資料に掲載されている価格をいう。

第10 端数処理

最頻価格を採用価格とする場合は、見積価格をそのまま採用する。見積価格から採用価格を計算により決定する場合の端数処理は、有効数字3桁とし4桁目は切捨てる。ただし、鋼材、油脂類、電力料金等以外は、円未満切捨てとする。

附 則

この細則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は令和7年10月1日から施行する。

附 則

この細則は令和8年4月1日から施行する。

〇〇第〇〇号
令和〇年〇月〇日

(依頼先業者名) 様

静岡県 〇〇事務所長

(建設資材)の見積について(依頼)

このことについて、予定価格算出の参考としたいので、下記により見積書等の提出を依頼します。

なお、この見積徴収は、見積提出者からの資材調達や入札参加を決めるものではありません。

記

1. 対象資材 (資材名)
2. 工事箇所 〇〇市△△地内
3. 工事期間 令和〇年〇月～令和〇年〇月(予定)
4. 見積条件 別紙「見積条件」のとおり。
5. 提出様式 各社の様式により提出してください。
6. 提出先 見積書の提出先は「静岡県〇〇事務所長」宛としてください。
〒〇〇〇-〇〇〇〇 静岡県〇〇市〇〇町〇番〇号
静岡県 〇〇事務所〇〇課〇〇班 〇〇宛て
7. 提出期限 令和〇年〇月〇日(〇)
8. その他 提出価格は、予定価格の算出に用いるものであり、実際の取引価格を拘束するものではありません。
見積条件等に関する質問は、問合せ先まで御連絡ください。

問合せ先

担 当 〇〇課 〇〇班 〇〇

メ ー ル 〇〇〇〇@pref.shizuoka.lg.jp

電話番号 (〇〇)〇〇-〇〇

見 積 条 件

本依頼は、予定価格の算出に用いる資材の実勢取引価格を求めるものであり、実際の取引価格を決定するものではないこと御承知願います。

1 見積り項目（提出資料）

- ① 製品規格等 ○○○○（(単位)あたり）
- ② 提出日、会社名（押印省略可）、その他必要項目を記載
- ③ その他関係資料（パンフレット、計算様式等）

2 留意事項

- ① 文書もしくはメールにより提出してください。
- ② 提出いただく見積価格は、提出日時点の実勢取引価格（ユーザーとの取引価格）としてください。
- ③ 提出いただく見積価格は、消費税を含まない価格としてください。
- ④ 提出いただく見積価格は、現場持込価格を原則としますが、工場渡し等の価格にあっては、その旨記載してください。
- ⑤ 設計数量等の詳細については、別添図面を参照してください。

※なお、見積の再調査時期については、「静岡県建設資材等価格決定要領」や物価資料から類似資材の調査頻度を確認した上で適切に行う。（見積有効期限は、再調査の時期を判断する参考値とするため、記載の有無は問いません。）

